

医療費控除の申告

あなた自身やご家族が病気やケガなどのため支払った医療費があるときは、計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

なお、この控除を受けるには必ず申告をしなければなりません。(会社などの年末調整ではできません。)

□通常の医療費控除

支出が10万円か「総所得金額等の5%」を超えた場合、基準の金額を超えた分が控除となります。

※総所得金額等が200万円以上の方は10万円が基準額

(総所得金額等…収入－必要経費－繰越控除) 控除を受ける場合は、医療費控除の明細書【内訳書】の提出が必要です。

また、計算に使用した場合は、医療費通知(お知らせ)や各種証明書(在宅介護費用証明書、おむつ使用証明書など)の添付が必要です。

領収書の添付は不要ですが5年間保管してください。



□セルフメディケーション税制

定期健診、特定健診、人間ドッグ、がん検診、予防接種などの取り組みを行なっている方で、スイッチOTC医薬品(※)の購入額が1万2千円を超えている場合、超えた分が控除額となります。上限額は8万8千円。控除を受ける場合は、セルフメディケーション税制の明細書の提出が必要です。

領収書の添付は不要ですが、領収書と健(検)診など取り組み関係書類を5年間保管してください。

※スイッチOTC医薬品とは

もともと医療用として使用されていた医薬品を有効成分や服用方法用量がまったく同じまま市販されている医薬品

□お願い

会場で領収書などの計算をすると時間がかかります。あらかじめ計算して来場ください。様式は、市役所税務課窓口までお越しいただくか国税庁ホームページからダウンロードできます。

申告をしなければならない方

所得税の確定申告が必要な方

- 令和4年中に農業、営業、不動産、配当、譲渡などで収入があった方
- 令和4年中の給与収入が2千万円を超える方
- 年末調整済み給与と退職所得以外の合計所得が20万円を超える方
- 2カ所以上から給与があり、主な給与所得以外の給与収入が20万円を超える方
- 自然災害などにより災害減免を受けて給与から源泉徴収の猶予や還付を受けた方
- 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料や機械・器具の使用料などを受け取っている方
- 確定申告をすれば所得税が還付される方(還付申告は原則としてその年の翌年1月1日以降、5年間提出することができます。)なお、所得税の確定申告が不要となる場合でも還付申告をされる場合は、すべての所得について申告をする必要があります。

市・道民税申告が必要な方 (所得税の確定申告をされた方は除く)

- 令和5年1月1日現在、赤平市に住所がある方
- 令和4年中に農業、営業、不動産、配当、譲渡などで収入があった方
- 年末調整済み給与と所得以外の収入(生命保険などによる一時金、個人年金、副業収入など)があった方
- ※年末調整済み給与と所得と退職所得以外の合計所得が20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です。20万円以下の場合、確定申告の必要はありませんが市・道民税の申告が必要です。
- 公的年金、恩給(遺族年金を除く)の収入のみで、年金の源泉徴収票に記載されていない控除を受けたい方
- 無収入の方
- 遺族年金・障害年金の収入のみの方



寄附金控除の申告

2千円超の寄附をすると寄附金控除を受けることができます。控除対象となる寄附金は決まっていますので、寄附金の受領証や寄附先の団体などへご確認ください。

申告には、寄附先の団体などから交付された寄附金の受領証や領収書など、寄附を行なったことを証明する書類が必要です。

※受領証などは申告される方が寄附者として記載されているものに限りです。

ふるさと納税については、受領証に代えてふるさと納税サイトが発行する「寄附金控除に関する証明書」も使用できます。発行の有無は各サイトでご確認ください。

※詳細や特定事業者一覧などは国税庁のホームページをご覧ください。

また、ワンストップ特例の申請をしても確定申告(医療費控除など)をした場合、ワンストップ特例の申請は無効となります。確定申告をされる場合は、ふるさと納税の寄付金控除も含めて申告をするようご注意ください。

住宅ローン控除の改正

適用期限が令和3年12月31日から令和7年12月31日まで4年延長するとともに、おもに次のような税制改正がありました。

住宅ローン控除

- 住宅の省エネ性能などに応じた借入限度額を設けて、住宅の環境性能が高いほど借入限度額が高くなる仕組みへ
- 控除額の計算に使う控除率が1%から0.7%へ引き下げ
- 所得要件を3千万円以下から2千万円以下に引き下げ
- 控除対象となる中古住宅の要件の見直し

リフォーム・増改築したときの税額控除についても改正がありました。

詳しい内容やその他の税制改正につきましても国税庁のホームページをご覧ください。

■国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1212.htm>



滝川税務署で確定申告される方へ

- 1 感染リスク軽減のために「ご自宅からe-Tax」をご利用ください。
 - スマホやパソコンで自宅から申告ができます。
 - ※利用には手続きが必要な場合がありますので国税庁ホームページをご確認ください。
 - 申告やe-Taxご利用のご相談は、税務署へ直接お電話いただくか、チャットボットでも可能です。確定申告に関する各種情報は国税庁LINE公式アカウントからもチェックできます。
 - ※市・道民税申告のみが必要な場合は、e-Taxでの申告ではなく市役所への申告となりますのでご注意ください。

- 2 滝川税務署の確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。(作成済みの申告書を提出する場合は不要)
 - 混雑緩和のため、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。
 - 整理券は各会場で当日配布しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。
 - ※以上は税務署での対応となります。赤平市の会場では入場整理券の発行は行なっていません。

問合せ
滝川税務署 ☎22-2191(音声ガイダンス)

自宅からスマホやパソコンでe-Tax! 5つのメリット

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書の作成・送信ができます。確定申告書等作成コーナーなら画面の案内に沿って入力するだけで、自動計算されるため、ご自身で計算する必要がありません。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

- ① 税務署への持参不要
- ② 印刷、郵送料不要
- ③ 添付書類不要(一部の書類は除く)
- ④ 確定申告期間24時間いつでもOK(メンテナンス時間を除く)
- ⑤ 還付金の早期還付 3週間程度で還付(書面提出の場合は1カ月～1カ月半程度で還付)